

平成 22 年（ワ）第 591 号 MOX 燃料使用差止請求事件

原 告 石丸ハツミ外 129 名

被 告 九州電力株式会社

準 備 書 面 3

平成 23 年 8 月 23 日

佐賀地方裁判所 民事部 合議 2 係 御中

被告訴訟代理人弁護士	堤	克
同	山 内	喜
同	松 崎	
同	芥 藤	芳
同	永 原	
同	熊 谷	善



本準備書面においては、玄海3号機に関する原子炉設置変更許可申請書における燃料棒内圧評価値に関する主張（被告「準備書面1」105頁，同「準備書面2」2頁）について、下記のとおり補充する。

記

1 燃料棒内圧評価値に関する被告の主張は、「16.2MPa」である。

前提として、燃料棒内圧評価値の解析結果そのものは、三菱重工業は商業機密であるため公開していない。

もともと、燃料棒内圧設計基準値については、公開文献である「MHI-NES-1080 改1 三菱PWR4 ループプラント装荷MOX燃料機械設計」（平成17年1月 三菱重工業株式会社）において「19.7MPa」であると公開されており【乙B10-7】、また、設計比（燃料棒内圧評価値を燃料棒内圧設計基準値で割った比率）についても、同文献において「0.82」とであると公開されている【乙B10-8】。

被告は、これらの公開数値を基に、燃料棒内圧評価値を算出した。すなわち、「燃料棒内圧評価値＝燃料棒内圧設計基準値×設計比」であることから、本件においては「 $19.7\text{MPa} \times 0.82 = 16.154\text{MPa}$ 」となり、これを安全側に切り上げて「16.2MPa」になると理解した。

以上のとおり、被告は、燃料棒内圧評価値について、公開文献を前提として、「16.2MPa」とであると主張するものである。

2 これに対して、平成17年9月の佐賀県原子力環境安全連絡協議会で原子力安全委員会の片山事務局長が説明した「16.1MPa」という数値は、三菱重工業の燃料棒内圧評価値の解析結果そのものとのことであり、もちろん誤った数値ではない。

従って、原告らにおいてこれを前提に主張を展開することについて、被告として特に異論を差し挟むことまではしない。

以上